

瀬戸内市分別収集計画

(第10期計画)



瀬戸内市

目 次

| | |
|--|---|
| 1. 計画策定の意義 | 1 |
| 2. 計画の基本的方向 | 1 |
| 3. 計画期間 | 1 |
| 4. 計画の対象品目 | 1 |
| 5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号) | 1 |
| 6. 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号) | 2 |
| 7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び 当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号) | 3 |
| 8. 各年度において得られる分別収集適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量 の見込み(法第8条第2項第4号) | 4 |
| 9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主 務省令で定める物の量の見込みの算定方法 | 5 |
| 10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号) | 6 |
| 11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号) | 7 |
| 12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号) | 8 |

1. 計画策定の意義

平成16年11月に合併し、新しく誕生した「瀬戸内市」のまちづくりの基本は、「豊かな自然と歴史を活かした交流と創造の都市」の実現である。これは、今後の瀬戸内市の発展に最もふさわしい方向を選択し、新たな産業構造や社会情勢に対応していこうというものである。

このなかで廃棄物は、「生活利便性の向上」と「幸福感の提供」のなかで位置づけられており、ごみの減量化、資源化の推進が検討課題としてあげられている。快適でうるおいのある生活環境の実現のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済やライフスタイルを見直し、廃棄物循環型のごみゼロ社会を形成していく必要がある。

このような背景の中、当市では、容器包装リサイクル法第8条に基づき、令和元年度第9期分別収集計画を策定し実施してきたところであるが、ここに第10期分別収集計画を策定し、一層のリサイクル及びごみの減量化を推進することにより、地球温暖化防止、ダイオキシンをはじめとする環境ホルモンなどの環境負荷の低減を図るものとする。

2. 計画の基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本方向は次のように示す。

- ・ ゴミの排出抑制とリサイクルを主とした循環型社会の構築
- ・ 廃棄物の適正処理を推進し、地域環境を保全
- ・ 市民、事業者、行政が一体となつての排出抑制・資源化の促進

3. 計画期間

本計画の期間は、令和5年4月を始期とする5か年計画とし、3年ごとに改定する。

4. 対象品目

本計画の期間における対象品目は、容器包装廃棄物のうち、アルミ、スチール、無色ガラス、茶色ガラス、その他ガラス、紙パック、段ボール、その他の紙、ペットボトル、その他プラスチック、白色トレイとする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

当市から排出される容器包装廃棄物の排出量の見込みは、次のとおりとする。

なお、ここで示す見込み量は、ごみとして排出される量のうち、集団回収による量を除くものとする。

(単位：t)

| 項 目 | 5年度 | 6年度 | 7年度 | 8年度 | 9年度 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 容器包装廃棄物 | 788 | 777 | 767 | 757 | 744 |

〈内 訳〉

(単位：t)

| 項 目 | 5年度 | 6年度 | 7年度 | 8年度 | 9年度 |
|-----------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| スチール | 36 | 34 | 32 | 30 | 28 |
| アルミ | 65 | 63 | 61 | 59 | 57 |
| 無色ガラス | 88 | 87 | 87 | 86 | 85 |
| 茶色ガラス | 73 | 72 | 72 | 71 | 70 |
| その他ガラス | 39 | 39 | 38 | 38 | 37 |
| 紙パック | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 段ボール | 49 | 49 | 48 | 48 | 47 |
| その他の紙 | 181 | 178 | 175 | 172 | 169 |
| ペットボトル | 49 | 48 | 48 | 48 | 47 |
| その他プラスチック (内白色トレイ) | 207 (0) | 206 (0) | 205 (0) | 204 (0) | 203 (0) |

※資源ごみ回収団体分は数量に含んでいない

6. 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

本市から排出される容器包装廃棄物の排出抑制のための方策は、次のとおりである。

今後は、容器包装廃棄物の排出抑制や分別収集のため、市民、事業者、再生産業者がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

・啓発活動の充実

ア ごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、市民・事業者に対して、リサイクル推進の必要性について啓発活動に努める。

イ 分別収集の日程表を全戸に配布し、分別収集についての徹底に努める。

ウ 市ホームページ・広報紙を通じ、ごみ減量やリサイクルの重要性についての啓発活動を展開する。

エ 「リサイクルプラザ・おく」を拠点として積極的にリサイクル活動を推進する。

・ごみの減量化

- ア 市指定透明袋による分別収集の実施に加え、分別の徹底を図るべく、かん、金属、ガラスびんについてコンテナ回収を実施
- イ 資源ごみ回収推進団体奨励金制度の PR
- ウ 生ごみ処理装置設置補助金の推進
- エ 牛乳パック等紙製容器の拠点回収の実施
- オ ペットボトル、白色トレイの拠点回収箇所の拡大

7. 分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

・分別収集する容器包装廃棄物の種類と分別の区分を、下表のとおり定める。

| 分別収集する容器包装の種類 | 収集に係る分別の区分 |
|---|------------------------------|
| 主としてスチール製の容器包装 主としてアルミ製の容器包装 | 缶 |
| 主として 無色のガラス製容器包装 ガラス製の 茶色のガラス製容器包装 容器包装 その他ガラス製容器包装 | ガラスびん |
| 主として紙製容器であって、飲料を充填するためのもの（原料としてアルミニウムが利用されているものを除く） | 飲料用紙パック |
| 主として段ボール製の容器包装 | 段ボール |
| 主として紙製の容器包装であって、上記以外のもの | 紙パック、段ボール以外の紙製容器包装 |
| 主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって、飲料又はしょうゆを充てんするためのもの | ペットボトル |
| 主としてプラスチック製の容器包装であって、上記以外のもの | 白色発泡スチロール製食品トレイ（以下白色トレイと表記） |
| | ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装 ※ |

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

本計画における分別収集適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みは、次のとおりとする。

| 項目 | 5年度 | | 6年度 | | 7年度 | | 8年度 | | 9年度 | |
|---|---------------|-------------|---------------|-------------|---------------|-------------|---------------|-------------|---------------|-------------|
| 主としてスチール製の容器包装 | 12 t | | 11 t | | 10 t | | 9 t | | 9 t | |
| 主としてアルミニウム製の容器包装 | 19 t | | 18 t | | 17 t | | 16 t | | 15 t | |
| 無色のガラス製容器 | (合計) 89 t | | (合計) 84 t | | (合計) 79 t | | (合計) 77 t | | (合計) 72 t | |
| | (引渡) 89 t | (独自) 0 t | (引渡) 84 t | (独自) 0 t | (引渡) 79 t | (独自) 0 t | (引渡) 77 t | (独自) 0 t | (引渡) 72 t | (独自) 0 t |
| 茶色のガラス製容器 | (合計) 73 t | | (合計) 70 t | | (合計) 67 t | | (合計) 65 t | | (合計) 64 t | |
| | (引渡) 73 t | (独自) 0 t | (引渡) 70 t | (独自) 0 t | (引渡) 67 t | (独自) 0 t | (引渡) 65 t | (独自) 0 t | (引渡) 64 t | (独自) 0 t |
| その他のガラス製容器 | (合計) 39 t | | (合計) 36 t | | (合計) 34 t | | (合計) 32 t | | (合計) 30 t | |
| | (引渡) 39 t | (独自) 0 t | (引渡) 36 t | (独自) 0 t | (引渡) 34 t | (独自) 0 t | (引渡) 32 t | (独自) 0 t | (引渡) 30 t | (独自) 0 t |
| 主として紙製容器であって飲料を充てんするためのもの(原料としてアルミニウムが利用されているものを除く) | 5 t | | 5 t | | 5 t | | 5 t | | 5 t | |
| 主として段ボール製の容器 | 90 t | |
| 主として紙製の容器であって上記以外のもの | (合計) 0 t | |
| | (引渡) 0 t | (独自) 0 t |
| 主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって、飲料又はしょうゆを充てんするためのもの | (合計) 49 t | |
| | (引渡) 49 t | (独自) 0 t |
| 主としてプラスチック製の容器包装であって、上記以外のもの | (合計) 138 t | | (合計) 136 t | | (合計) 133 t | | (合計) 131 t | | (合計) 129 t | |
| | (引渡) 138 t | (独自) 0 t | (引渡) 136 t | (独自) 0 t | (引渡) 133 t | (独自) 0 t | (引渡) 131 t | (独自) 0 t | (引渡) 129 t | (独自) 0 t |
| (うち白色トレイ) | (合計) 0 t | |
| | (引渡) 0 t | (独自) 0 t |

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

(共通事項)

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込み

単位：人

| 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 |
|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 36,306 (対前年人口比) | 36,055 (対前年人口比) | 35,806 (対前年人口比) | 35,559 (対前年人口比) | 35,314 (対前年人口比) |
| 99.31% | 99.31% | 99.31% | 99.31% | 99.31% |

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

当市では、今後の分別収集体制を見直し、対応していく。

なお、現在、資源ごみ回収団体による集団回収が進んでいる資源ごみについては、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

分別収集の実施主体は、次のとおりである。

| 容器包装廃棄物の種類 | | 収集に係る 分別の区分 | 収集・運搬段階 | 選別・保管等段階 |
|----------------------------|--------------------|------------------------|--|---------------------------|
| 缶 | アルミ | 缶 類 | 団体による集団回収 委託業者による定期回収 | クリーンセンターかもめ |
| | スチール | | | |
| び ん | 無色ガラス | びん類 | 委託業者による定期回収 | クリーンセンターかもめ |
| | 茶色ガラス | | | |
| | その他ガラス | | | |
| 紙 | 紙パック | 紙パック | 委託業者による拠点回収 団体による集団回収 スーパー店頭拠点回収 | 長船クリーンセンター 民間業者 |
| | 段ボール | 段ボール | 委託業者による拠点回収 | クリーンセンターかもめ 長船クリーンセンター |
| | その他紙製容器 包装 | 紙製容器包 装 | 団体による集団回収 委託業者による拠点回収 | クリーンセンターかもめ 長船クリーンセンター |
| プ ラ ス チ ッ ク | P E T ボトル | P E T ボト ル | 市直営 委託業者による拠点回収 スーパー店頭拠点回収 | 長船クリーンセンター |
| | その他プラスチ ック製容器包装 | その他プラ スチック製 容器包装 | 委託業者による拠点回収 | 長船クリーンセンター |
| | 白色トレイ | 白色トレイ | 市直営 スーパー店頭拠点回収 | 長船クリーンセンター |

10. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集の用に供する施設の整備概要は、次のとおりとする。

| 分別収集する容器 包装廃棄物の種類 | 集団にかかる 分別の区分 | 収集容器 | 収集車 | 中間処理 |
|----------------------|-----------------|--------------|-------------------------|--|
| スチール | 缶 類 | コンテナ 集団回収 | 2 t D T パッカー車 | クリーンセンターかもめ・長 船クリーンセンター（選別・ 圧縮・保管） |
| アルミ | | | | |
| 無色ガラス | ガラス類 | コンテナ | 平ボテ パッカー車 | クリーンセンターかもめ・長 船クリーンセンター（選別・ 保管） |
| 茶色ガラス | | | | |
| その他ガラス | | | | |
| 紙パック | 紙パック | 梱包回収 集団回収 | 集団回収 | 民間業者 長船クリーンセンター（選 別・圧縮・保管） |
| 段ボール | 段ボール | 梱包回収 | 2 t D T パッカー車 平ボテ | クリーンセンターかもめ・長 船クリーンセンター（選別・ 圧縮・保管） 民間業者 |
| その他紙製容器包 装 | 紙製容器包装 | 市指定袋 梱包回収 | 2 t D T パッカー車 平ボテ | クリーンセンターかもめ・長 船クリーンセンター（選別・ 圧縮・保管） 民間業者 |
| P E T ボトル | P E T ボトル | コンテナ | 2 t D T パッカー車 | クリーンセンターかもめ・長 船クリーンセンター（選別・ 圧縮・保管） |
| その他プラスチッ ク製容器 | プラスチック 製容器 | 市指定袋 | 2 t D T パッカー車 | クリーンセンターかもめ・長 船クリーンセンター（選別・ 圧縮・保管） |
| 白色トレイ | 白色トレイ | コンテナ | 2 t D T 平ボテ | 長船クリーンセンター（選 別・保管） |

11. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第6号)

本分別収集計画を実行あるものとするため、今後継続定期にあるいは、新規に取り組む施策は次のとおりである。

- ・ 現在対応している分別収集を見直し、合理的・効率的な体制に改善していく。
- ・ 容器包装廃棄物の分別の区分・基準など、適正に排出されるよう各地区の環境衛生委員と協力して啓発を行う。
- ・ リサイクルプラザ・おくとくを拠点として、ごみ排出抑制広報・普及活動を推進する。
- ・ 自主的に資源ごみの回収活動を実施する団体に対して、報奨金の交付を継続する。